

倉敷市就労継続支援A型事業所 新規指定等事前協議 受付要領
(令和7年度後期 指定分)

令和7年5月12日

倉敷市社会福祉部障がい福祉課

1 趣旨

本市において就労継続支援A型事業所の新たな開設又は既存就労継続支援A型事業所の定員増を希望する事業者（法人）が行う事前協議を受け付け、事業所運営基準等に基づき適正に審査することにより、優良な就労継続支援A型事業所の増加等を図るものです。

2 受付対象の事前協議

- (1) 就労継続支援A型事業の新規指定申請に係るもの
- (2) 既存就労継続支援A型事業の定員増に係るもの

※ただし、令和8年3月1日までの新規指定又は定員増を予定していること。

3 対象事業

就労継続支援A型事業

※他事業との多機能型を含む。

※対象事業の詳細は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」第5条第14項、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）」第6条の10第1号及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」第185条を御確認ください。

4 審査の結果「基準等を満たす適正な運営が可能」と判断する事業所定員の上限

40人

※適正かつ質の高いサービスの供給を図るため、今回の事前協議審査において「基準等を満たす適正な運営が可能」と判断する新規指定申請又は定員増は、上記定員の上限以下となります。ただし、審査結果によっては、「基準等を満たす適正な運営が可能」と判断する事前協議が、定員上限に満たない場合があります。

5 審査の結果「基準等を満たす適正な運営が困難」と判断された場合の留意事項

審査の結果「基準等を満たす適正な運営が困難」と判断された場合、事業者が審査結果通知後に、就労継続支援A型事業に係る新規指定申請又は定員増に係る変更申請を行っても、指定又は定員増変更の承認することはありません。

引き続き、新規指定又は定員増を希望する場合には、内容を再検討し、次回受付期間（令和7年12月頃の予定）に事前協議を提出し、改めて審査を受けることになります。

6 事前協議依頼書受付期間・提出方法

（1）受付期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月30日（月）午後5時15分まで

※土曜日・日曜日・祝日を除く。

（2）提出書類

障がい福祉課事業所指導室ホームページ掲載の「指定申請に係る添付書類一覧表」で確認し、必要な各種様式等をホームページからダウンロードしてください。

ホームページアドレス：

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/shogai/1015023/1004444.html>

（3）提出方法

倉敷市障がい福祉課事業所指導室へ、事前に電話連絡のうえ、受付期間内に所定書類を紙媒体で持参し、提出してください。（郵送は不可となります。）

（4）提出部数等

1部提出してください。なお、提出された書類は返還されません。

（5）注意事項

次に掲げる場合、書類は受理しないので注意してください。

ア 受付の条件に適合しない場合

イ 令和8年3月1日までに新規指定・定員増が不可能と判断される場合

ウ 書類の不備が認められる場合

7 事前協議可能な事業者

市内で就労継続支援A型事業を運営可能な法人

社会福祉法人以外の場合は、法人が専ら社会福祉事業を行っている必要があります。

また、既存A型事業所を運営する法人が定員増を事前協議する場合には、当該既存A型事業所について、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないと規定する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福

祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）」第192条第2項を直近の状況で満たしている必要があります。

※既存A型事業所について、本市の行った経営状況調査等において上記基準を満たしている場合でも、今回の事前協議にあたっては、国が示している「就労支援事業会計の運用ガイドライン」等に照らして改めて厳重に審査を行うため、審査の結果、基準を満たしていないと本市が判断する場合があることに御留意ください。

8 審査方法

- (1) 事前協議内容に係る一次審査は、担当課が倉敷市就労継続支援A型事業所経営アドバイザー会議の意見を踏まえて行い、「基準等を満たす適正な運営が困難」と判断した場合は、その旨の結果を通知します。一次審査を通過した場合には、最終審査及び選定を、倉敷市就労継続支援A型事業所指定等審査会（以下「審査会」という。）において行います。
- (2) 審査する項目に基礎項目と評価項目を設け、基礎項目のうち必須とする項目に一つでも不適合があれば「基準等を満たす適正な運営が困難」と判断します。
- (3) 審査会での採点の結果、複数の事業所が「基準等を満たす適正な運営が可能」と判断された場合、得点が上位の事業所から順に、定員上限の範囲内で、「基準等を満たす適正な運営が可能」として選定し、それ以外は「基準等を満たす適正な運営が困難」と判断します。

9 今後のスケジュール（予定）

令和7年 7月下旬～8月上旬

事前協議内容の審査

- ① 担当課による一次審査
- ② 倉敷市就労継続支援A型事業所経営アドバイザー会議において担当課が外部専門家の助言を受けます。

令和7年 8月中旬

審査会において、事前協議内容を最終審査します。

なお、事業者に対し審査会への出席を求め、ヒアリングを実施する予定。

（ヒアリングに際しては、事前協議において想定している事業所運営責任者及びサービス管理責任者の出席を求める予定です。）

令和7年 8月中旬

事前協議を行った事業者に対し審査結果を通知するとともに、選定件数等をホームページ上で公表します。

(公表項目は事前協議件数、「基準等を満たす適正な運営が可能」と判断された件数・各定員、「基準等を満たす適正な運営が困難」と判断された件数・各定員です。)

10 審査方針

次の3項目について担当課による一次審査及び審査会で審査します。

(1) 利用者支援について

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を通じて、利用者の知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことができること。

(2) 収益について

生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない等を定めたA型事業所運営基準を遵守できること。

(3) 法人について

専ら社会福祉事業を行っていること。また、財務諸表等や、借入状況・資金調達方法・取引先等の情報から、経営が安定し、事業の継続が十分に見込まれること。

11 留意事項

- (1) 事前協議審査の結果、「基準等を満たす適正な運営が可能」と判断された場合であっても、無条件に新規指定申請又は定員増変更申請が認められたわけではなく、正式な申請時に追加提出書類についても審査し、最終的に新規指定又は定員増の可否を判断します。
- (2) 事前協議及びその添付書類の作成に伴う一切の費用は、提出者の負担とします。
- (3) 事前協議提出後は、直ちに担当課による一次審査を開始するため、提出後の内容変更は認めませんので、十分に内容を精査したうえで提出してください。
- (4) 事前協議提出後に、審査に追加書類が必要と市が判断した場合、スケジュールの都合上、原則市が追加書類の提出を求めてから3日後までに提出してください。
- (5) 審査結果は、事前協議内容に基づき、審査会において、各審査項目に照らし合わせて総合的に判断します。したがって、審査結果通知後に正式申請する際において、事前協議内容は当然に遵守すべきものであり、市がやむを得ない事情と認める場合以外は、変更することは認められません。

《問い合わせ先》

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640

倉敷市社会福祉部障がい福祉課事業所指導室

TEL: (086) 426-3287